

H25 年度

心身障がい者施設ともの家 事業計画

基本方針

理念に則り、短期的、長期的構想を具体化していく。

引き続き仲間を主人公にした事業を展開し、地域に発信していく。

短期

1. 管理体制を構築し、各部署の責任者が自覚と責任を持って事業展開を行えるシステムを作っていく。
 - ・ 現在主要なメンバーの2年後退職を見据え、管理部門の体制を整える。
 - ・ 元々正規職員が少ないことや、勤務年数が短い正規職員の負担を考えると、全体・事務・授産・生活介護・店舗管理・グループホームの各リーダーの育成は急務であるため、職員を増員し、現状以上の過重な負担を防ぎながら、自覚とやりがいを持てるよう整備していく。
2. 職員の資質向上
 - ・ 仲間を理解し障がいを深く知る、そのための外部研修への参加や職員会議（ケース会議）を重視していく。
 - ・ 接客を始め、電話の応対を含めた、一般社会に通じるマナーの向上。
3. 授産事業繁忙期の対応
 - ・ 作業職員の増員

 - ・ 第2店舗ビィーブルの活用
生産の機械化及び集中化

長期

1. 新たな事業展開 「居宅支援事業」

- ・仲間たちの実情を考えると、グループホームの365日対応は必須である。

現在、週末は自宅に帰っており、週中の祭日は、ホーム世話人や、通所部門の職員の休日出勤で、対応しているのが実情。週末の自宅帰りが困難になっている仲間が1名いるが、財政面を考えると、1名のために職員を配置することは難しいため、困難なことは十分承知はしているが、自宅に帰ってもらっている。

ケアホームはヘルパー派遣が可能のため、居宅支援事業（ヘルパー）を開設することにより、柔軟な職員体制ができ、仲間にとっても、より快適なホーム生活が考えられる。ただし、ケアホーム利用の給付費が減算される。

2. 安定経営のための事業展開 居宅支援事業・相談支援

・居宅支援

障がい者ヘルパーは人員不足で、思うようにヘルパー利用が出来ないのが現状。

休日の余暇支援など、今後も需要増が見込まれるため、仲間の為にも事業拡大は必要。

・相談支援センター

障がい者自立支援法は、介護保険のようなケアマネージャーがケアプランを立てる仕組みにはなっていないが、H24年10月より、計画相談事業が始まり、ケアプラン1件につき16,000円の給付費が支給される仕組みになった。

本来の目的である相談業務（困った人に知恵や手を差し伸べる）は、資源（受け皿）が乏しいため、相談を受けても、担当者が悩むだけのような実情がある。受けても、苦しいだけの実情がある。